

産業廃棄物処理料金表

(*本書に消費税は含まれておりません。)

平成27年4月作成

廃棄物種類	細目	単位	単価 (円)	処理区分
アスファルト廃材	30 cm以下	t	1,200	中間処理
	30 cm以上	t	1,800	中間処理
コンクリート廃材	無筋30 cm以下	t	2,000	中間処理
	無筋30 cm以上	t	3,000	中間処理
	有筋30 cm以下	t	2,700	中間処理
	有筋30 cm以上	t	4,000	中間処理
	コンクリートブロック	t	2,000	中間処理
	コンクリートくず	t	2,000	中間処理
	モルタルくず	t	2,000	中間処理
レンガ塊		t	2,000	中間処理
上記がれき類の混合物		t	4,000	中間処理
木くず類	木枝	t	12,000	中間処理
	木幹	t	15,000	中間処理
	伐根物	t	15,000	中間処理
	家屋解体材	t	20,000	中間処理
	建築工事に伴う木くず	t	20,000	中間処理
	庭木及び植木	t	10,000	中間処理
	刈草及び伐開物	t	10,000	中間処理
	笹	t	10,000	中間処理
	流木	t	15,000	中間処理
	木くず混合物	t	20,000	中間処理
	すき取り物	t	10,000	
	廃石膏ボード		t	40,000
繊維くず	畳	枚	2,000	中間処理
廃プラスチック類		t	80,000	最終処分
金属くず		t	15,000	最終処分
ガラスくず		t	30,000	最終処分
陶磁器くず		t	30,000	最終処分
ゴムくず		t	30,000	最終処分
安定型混合物		t	80,000	最終処分

*お願い事項

- 搬入前に必ず委託契約書にて契約手続きを行って下さい。 山越郡長万部町字静狩222番地
- 廃棄物搬入前に必ず事前に連絡を下さい。 有限会社 かもめ商興
- 廃棄物搬入時は必ずマニフェストを用意して下さい。 代表取締役 高山 康 男
- 混合廃棄物は原則として一切受入れておりません、必ず TEL 01377-2-4343
分別して搬入して下さい。 FAX 01377-2-3731
- 最終処分に該当する廃材については、循環資源利用促進税を別途請求致します。
- 最終処分に該当する廃材については、15 cm以下に破砕した物でなければ受入出来ません。
- 土・日・祝日・時間外(8:30~17:00以外)の受入れはいたしません。
- 冬期間(12月~4月)に受入れ出来ない場合もありますので、事前に連絡を下さい。